



# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成 24 年 10 月 18 日  
長野県人事委員会

## 《本年の報告・勧告のポイント》

- ① 月例給及びボーナスともに改定なし（平成 20 年以来）  
月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに民間とほぼ均衡しているため、改定なし
- ② 給与構造改革における経過措置額は廃止し、これに伴い、給与構造改革期間中抑制されてきた昇給を若手・中堅層を中心に回復

## 第 1 職員の給与

### 1 本年の給与の改定

#### (1) 職員給与と民間給与の比較

##### ア 月例給

職員と民間（企業規模 50 人以上）従業員の本年 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B)	差 (C/B × 100)
388,382 円	388,387 円	△ 5 円	(0.00%)

##### イ 特別給

民間において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A) - (B)
3.95 月分	3.95 月分	0.00 月分

#### (2) 給与改定の内容

##### ア 給料表

職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡しているため、改定を行わない。

##### イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給月数（3.95 月分）と均衡しているため、改定を行わない。

## 2 給与制度の改正等

### (1) 給与構造改革における経過措置額の廃止及び昇給の回復について

- ・ 給与構造改革における経過措置額については廃止。廃止に伴って生ずる制度改正原資を活用して、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間（平成 18～21 年度）中抑制されてきた昇給の回復に充てること。
- ・ 廃止に当たっては、本県の実情を踏まえた所要の激変緩和措置を設けること。

### (2) 昇給・昇格制度の見直し

人事院が勧告した昇給・昇格制度の見直しについては、本県の実情を踏まえ、国、他の都道府県の動向を注視しながら引き続き検討

## 第2 人事管理に関する課題

### 高齢期の雇用問題

- ・ 国は、本年3月、定年退職する職員が希望する場合、原則再任用するとした「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を決定
- ・ 地方公務員についても、制度の検討が進められており、本県においても、国の検討の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえ、高齢層職員の能力・経験の活用方法やポストの確保等について早急に検討を進めていく必要

### (参 考)

## 1 県職員の年間給与額

### (1) 比較職員平均

	年 齢	月 額	年間給与額
比較職員平均	45.8 歳	388,387 円	6,270,000 円

(注) 「比較職員」…行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（新規採用者を除く。)

### (2) モデル給与例

役職	年 齢	家族構成	月 額	年間給与額
主事	25 歳	独身	194,474 円	3,153,000 円
主任	35 歳	配偶者 子1人	306,733 円	5,011,000 円
係長	45 歳	配偶者 子2人	403,868 円	6,644,000 円
課長	55 歳	配偶者 子2人	518,727 円	8,310,000 円
部長	57 歳	配偶者	594,911 円	9,886,000 円

(注) 1 行政職給料表適用者について、設定年齢でモデルとした役職に任用されている職員の支給例を掲げたものです。

2 月額欄は、給料月額、給料の特別調整額、扶養手当及び地域手当により算出

3 年間給与額欄は、給料月額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当により算出

## 2 最近の給与勧告の実施状況

	月例給	特別給		給与勧告による 年間給与額の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	額	率
平成 13 年	0.08%	4.70 月	△0.05 月	△1.7 万円	△0.3%
平成 14 年	△1.99%	4.65 月	△0.05 月	△15.8 万円	△2.3%
平成 15 年	△1.05%	4.40 月	△0.25 月	△17.7 万円	△2.6%
平成 16 年	勧告なし (注 1)	4.40 月	—	〔 寒冷地手当の支給額の引下げ 〕	
平成 17 年	△0.35%	4.45 月	0.05 月	△0.3 万円	△0.1%
平成 18 年	勧告なし (注 2)	4.45 月	—	〔 平均 5% 程度の給料表の引下げ などの給与構造改革の開始 〕	
平成 19 年	0.42%	4.50 月	0.05 月	4.8 万円	0.7%
平成 20 年	勧告なし (注 3)	4.50 月	—	—	—
平成 21 年	△0.19%	3.80 月	△0.70 月	△30.4 万円	△4.5%
平成 22 年	△0.16%	3.80 月	—	△1.0 万円	△0.2%
平成 23 年	勧告なし (注 4)	3.95 月	0.15 月	6.1 万円	1.0%
平成 24 年	勧告なし (注 5)	3.95 月	—	—	—

(注) 1 平成 16 年の給与較差は△0.09%

2 平成 18 年の給与較差は△0.03%

3 平成 20 年の給与較差は△0.07%

4 平成 23 年の給与較差は 0.07%

5 平成 24 年の給与較差は 0.00%

6 平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 年間の数値は、特例条例による給与の減額がないものとして算定したもの

### 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員（比較職員）に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

